

東大阪市立東体育館駐車場の整備及び管理  
運営に係る事業者募集要項

令和5年1月

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 市民スポーツ支援課

## 1 募集の概要

このたび、東大阪市立東体育館駐車場の整備及び管理運営に係る事業者を募集します。応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

## 2 施設の概要

- (1) 対象施設 東大阪市立東体育館駐車場  
所在地（地番） 東大阪市鷹殿町1番2号  
（東大阪市鷹殿町132番外2筆）  
地積 501㎡  
現況 有料駐車場（19台）

※但し、機器設置により台数及び配置変更となる場合は、市民スポーツ支援課と協議の上取り決めします。

- (2) 位置及び図面 別紙のとおり  
(3) 期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日  
許可期間 ①令和5年4月1日から令和6年3月31日  
②令和6年4月1日から令和7年3月31日  
③令和7年4月1日から令和8年3月31日  
④令和8年4月1日から令和9年3月31日  
⑤令和9年4月1日から令和10年3月31日

※上記の期間で最長5年間とします。但し本市が継続を認めない場合はこの限りではありません。また行政財産目的外使用許可申請行為は毎年行う必要があります。

- (4) 納付金 一般競争入札による落札額（月額）  
最低使用料 月間150,000円（税込）  
(5) 供用日及び時間  
供用日 年中無休  
供用時間 24時間  
(6) 駐車料金

原則下記の金額で設定し、変更する場合は市民スポーツ支援課と協議の上、設定してください。

8時から22時まで 60分 200円（税込）

22時から8時まで 60分 100円（税込）

入庫から24時間最大料金 600円（税込）

18時から8時まで 最大 300円（税込）

サービスタイム（無料）入庫時30分（料金の計算時間に含まれません）

障害者利用、公用等の場合は、東体育館事務所設置の割引認証機に駐車券を通すことにより割引とします。もしくは、「無料パス」10枚及び使い切りの無料券を必要に

応じて本市へ提供していただきます。

駐車料金は駐車場管理事業者の収入として収受していただきます。

(7) 定期券の販売について

本駐車場は「時間貸し駐車場」として運営していただきます。月極め等の運用は認めません。また、自動車保管場所（車庫証明）として使用することも認めません。

### 3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人等に限り応募することができます。落札者決定後、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は決定を取り消します。（許可開始後であれば許可解除します） のでご注意ください。

- (1) 駐車場の運営管理事業を引き続き2年以上営んでいる者で、過去に今回募集駐車場と同程度以上の駐車場の管理業務を継続的に（イベントなど短期は除く）行った実績があること。
- (2) 団体及び代表者が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること（⑪から⑮までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者は当該項目に該当しない者として扱う。）
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者又は破産者で復権を得ない者
  - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
  - ⑧ 東大阪市暴力団排除条例（平成24年3月30日東大阪市条例第2号）第2条に定める暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者
  - ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者
  - ⑩ 国税及び地方税を滞納している者
  - ⑪ 東大阪市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は

物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ⑫ 東大阪市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑬ 東大阪市との契約予定者が東大阪市と契約を締結すること又は東大阪市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ⑭ 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ⑮ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により東大阪市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑯ 正当な理由がなく東大阪市との契約を履行しなかった者
- ⑰ ⑪～⑮のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

#### 4 手続きの流れ（スケジュール）

スケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和5年1月17日（火）
質問書の受付	令和5年1月17日（火）～24日（火）
質問書に対する回答	令和5年1月26日（木）
応募書類の提出	令和5年1月30日（月）～2月2日（木）
入札（事業者の決定）	令和5年2月8日（水）
工事協議	事業予定者と協議のうえ決定します。
工事着工	事業予定者と協議のうえ決定します。

※現地見学会については実施いたしません。現地の状況等に関しては各自でご確認いただきますようお願いいたします。

#### 5 質疑

質問がある場合は、令和5年1月24日（火）17時までに、質問書（東大阪市所定様式その1）に質問事項を記入の上、Eメールにて送付ください。令和5年1月26日（木）にウェブサイトにて回答します。

市民スポーツ支援課 Eメール：shiminsports@city.higashiosaka.lg.jp

#### 6 応募方法

以下に記載の必要書類を下記提出先へ持参してお申し込みください。（郵送による申込みは受付いたしません）

申込受付期間 令和5年1月30日（月）から2月2日（木）

【午前9時～11時半、午後1時～午後5時】

提出先 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所 14階  
東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 市民スポーツ支援課

提出書類（各1部）

- (イ) 一般競争入札参加申込書（東大阪市所定様式その2）
- (ロ) 誓約書（東大阪市所定様式その3）
- (ハ) 営業経歴及び過去の駐車場管理業務の実績一覧（駐車場名、所在地、受注先、規模、期間その他を記した任意様式）
- (ニ) 役員名簿（東大阪市所定様式その4）
- (ホ) 印鑑証明書
- (ヘ) 履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書
- (ト) 納税証明書（市税、国税の各納税証明書）

※証明書を発行するにあたり期間を指定する必要がある場合は、直近2年分を提出してください。

※課税対象外の場合は、誓約書（東大阪市所定様式その3-2）を提出してください。

《市税について》

◎東大阪市内に事務所または事業所を有する団体

納税証明書（滞納のないことの証明）

※ 税務部納税課（市本庁舎3階）で、滞納税額がないことの証明を申請してください。

※ 行政サービスセンターでは発行できません。

◎東大阪市内に事務所または事業所を有する団体

法人市民税、土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税の各納税証明書

※ 未納税額・納付額がない納税証明書の提出でもかまいません。

《国税について》

税務署が発行する納税証明書の様式「その3」または「その3の3」

※他の様式による申請は認められません。

※（ホ）（ヘ）（ト）は発行後3ヶ月以内のものに限ります。

## 7 入札

- (1) 入札日時 令和5年2月8日（水）午前10時30分から  
入札時刻の30分前より受付します。（時間厳守）
- (2) 場 所 東大阪市役所 別館2階 第1入札室

(3) 入札当日持参していただくもの

- (イ) 入札書 東大阪市所定様式「入札書」(確認印が押印されたもの、入札参加申込時にお渡しします)
- (ロ) 入札保証金納付書 東大阪市所定様式その5
- (ハ) 入札保証金 落札者を除き開札後還付します
- (ニ) 申込人の印鑑 印鑑登録の印、委任状提出者は代理人の印鑑で可
- (ホ) 委任状 東大阪市所定様式その6。代理人により入札しようとする場合必要

※ (ロ) (ハ) は入札保証契約保険証書の提出にかえることができます。

(4) 入札の要領

入札執行官の説明終了後、入札書(納付金の消費税込みの月額を記入)に入札保証金納付書(入札保証契約保険証書提出の場合は不要)を添付(代理人による入札の場合は委任状も添付)し、入札箱に入れてください。

(5) 入札保証金

入札参加者は、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。(ただし、入札参加者が保険会社との間に市民スポーツ支援課を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書の提出にかえることができます)

入札保証金の納入及び入札保証契約保険証書提出の手続きは入札時刻の10分前までに完了してください。

①入札保証金の額

入札者は、入札保証金として、入札しようとする金額(月額)の60ヶ月分(契約期間(5年)に係る総額。)に100分の3を乗じた額以上の額(1,000円未満切り上げ)を納付してください。

入札保証契約保険証書を提出する場合は、上記入札保証金の額を保険金額とし、入札日以前から令和5年3月6日までを保険期間としてください。

$$\text{入札保証金} = \text{入札しようとする金額(月額(税込))} \times 60 \text{ヶ月(5年分)} \times 3 / 100$$

以上の額(1,000円未満切り上げ)

入札しようとする金額が最低価格(150,000円)の場合

$$150,000 \text{円(税込み)} \times 60 \text{ヶ月} \times 3 / 100 = 270,000 \text{円(270,000円以上の額を入札保証金とする)}$$

## ②入札保証金の納付方法

入札保証金は、保証小切手（大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のものに限る）で納付してください。

## ③入札保証金の取扱い

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・入札保証金は、落札者を除き開札後、納付場所において還付します。
- ・落札者には、許可開始後に還付します。
- ・落札者の決定後、落札者がその権利を放棄したときは、納付された入札保証金は市に帰属します。

## （6）入札及び落札の方法

- ①入札は一般競争入札で行います。
- ②申込人又はその代理人自らが指定の日時及び場所で行います。
- ③入札は納付金の月額（消費税込み）で行い、入札者のうち、市民スポーツ支援課が設定する予定価格以上の最高金額で入札した者を落札者とします。
- ④落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者でくじを引き落札者を決めます。  
この場合において、当該入札者の内、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせることができます。
- ⑤落札の決定は、開札後直ちに行い、入札場所で通知します。
- ⑥入札者は、提出した書類の書き換え、引き替え又は、撤回をすることができません。

※入札の公平性・透明性確保のため、落札内容（落札者名、落札金額）をホームページ等で公表いたしますので、このことを了承した上でお申込みください。

## （7）入札の無効

次に該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格のない者がした入札
- ②入札金額の訂正された入札
- ③入札者又はその代理人が同一事項について、2通以上行った入札、又はこれらの者がさらに他の者を代理して行った入札
- ④同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- ⑤不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑥入札保証金が納付されていない入札、又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑦入札書に入札金額、件名の表示、入札者の氏名及び押印のない入札、又はこれらが明確

でない入札

- ⑧委任状を提出しないで代理人が行った入札
- ⑨入札保証金納付書を添付していない入札
- ⑩入札に関する条件に違反した入札
- ⑪最低使用料（月額）を下回る価格による入札
- ⑫本市が交付した入札書を用いないでした入札
- ⑬入札に関して不正な行為を行った者がした入札

※⑥⑨について、入札保証金の納付にかえて入札保証契約保険証書を提出した場合は、入札保証金の納付があった場合と同様に扱います。

#### （８）入札の辞退

入札参加資格が確認された入札参加申込者が入札を辞退する場合は、令和５年２月３日（金）までに申込取下書（東大阪市所定様式その７）を市民スポーツ支援課に持参又は郵送（必着。配達記録が残る方法に限る）してください。

#### （９）入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は入札期日を延期することがあります。

#### （１０）開札

開札は、入札締切り後、入札者の面前で行います。

※ただし、開札する際に入札者又はその代理人が不在の場合は、市民スポーツ支援課の指定した職員が立ち会いのうえ開札します。この場合、開札の結果について異議の申し立てはできません。

## ９ 使用許可の手続き

- ・入札後、落札者には落札の決定の日から１０日以内に、「行政財産使用許可申請書」を市に提出してください。
- ・落札者が上記の手続きを怠ったときは、落札の決定を取り消すことがあります。また、納付した入札保証金は市に帰属することになります。
- ・落札者が使用許可を申請しない場合は、事後の入札に参加できない場合があります。

### 【使用料の支払い】

- ・使用料の額は期間中及び更新時に変更することはできません。
- ・使用料は使用開始の各年度の４月１日より前に（初年度は使用開始日まで）に当該使用許可期間分の全部を東大阪市の発行する納入通知書により、前納していただきます。



- ・消費税が上がった場合は、引き上げ後の税率で納付していただきます。

## 10 有料駐車場に関する条件

事業者は、提案内容に基づく事業計画により、自らの責任と負担において有料駐車場の設計、整備、運営、維持管理・修繕等を行うものとします。整備については、市民スポーツ支援課と事前に協議してください。

### (1) 駐車場の計画（設計）

- ア 次の関連法令等を遵守してください。
  - (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - (イ) 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- イ 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保してください。
- ウ 駐車場管理機器（精算機・発券機・フラップ等）及び東体育館の事務所に割引認証機を設置することとし、設置・定期保守・修繕は事業者の費用負担とします。
- エ 管理機器はフラップ式とし、精算機付近には連絡先等を貼り付け、トラブル等発生時には事業者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できるものとし、緊急時には遠隔操作ができる仕様にしてください。
- オ 駐車場利用者対応の際、個人情報を取り扱う可能性がある為、個人情報保護の観点から、連絡先は自社又はグループ内企業若しくはプライバシーマーク等を取得している業者への委託とします。
- カ 精算機に操作の説明を表示してください。
- キ 看板を取り付ける場所については、すべて本市と協議をしてください。
- ク 精算機は高額紙幣、クレジットカードに対応できる機種を設置するのが望ましいが、高額紙幣に対応していない場合は、高額紙幣に対応していない旨と東体育館では両替に応じない旨の看板を設置してください。
- ケ 駐車場法第12条に基づく設置の届出及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条1項に基づく届出を行ってください。なお、届出に係る費用は、事業者が負担するものとします。
- コ 駐車場内における放置車両、長期駐車車両への対処方法が確立されていることとし、その方法を記載して下さい。
- サ 駐車場の設置及び運営にかかる各官公庁への届出及び近隣あいさつ等については、事業者で行ってください。
- シ 遠隔監視カメラ等で東体育館利用の障害者を割引処理できる仕様の場合は、その旨掲示してください。

## (2) 駐車場整備工事

- ア ライン引きや車止め、照明灯（電源引込共）、駐車場関係機器（料金精算機、駐車券発券機、フラップ、満空表示灯、割引認証機等）必要な設備を施工・設置及び定期保守・修繕を行ってください。（事業者負担）
- イ 入口付近や利用者が見やすい場所に駐車場の料金や、利用可能時間、緊急時や苦情対応窓口等の連絡先や利用にあたっての注意事項等を記載した案内看板を設置してください。
- ウ 駐車場整備にあたり関係官庁等への届け出等が必要となった場合は事業者側で行ってください。
- エ 東側前面道路は交通量が多いため、出入口の安全には特に配慮ください。
- オ その他、駐車場法など法令等を遵守してください。
- カ 駐車場には、障害者用駐車場を1台分市民スポーツ支援課と打ち合わせをして表示してください。

## (3) 運営

- ア 有料駐車場に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行うものとします。
- イ 環境に配慮した設計，サービスの提供を行ってください。
- ウ 東体育館事務所に割引認証機を設置し駐車券を通すことにより割引処理できるようにしてください。「無料パス」10枚及び使い切りの無料券を必要に応じて本市へ提供していただきます。  
無料パス及び使い切りの無料券は、障害者利用及び本市職員の公用使用、イベント時の来賓等の対応に使用します。
- エ 駐車場の運営中にトラブルが発生した場合、迅速に現地対応できる体制を取ってください。
- オ 駐車場整備にあたり、その他の負担が必要となった場合は、事業者負担とします。

### 1.1 契約上の主な条件

#### (1) 自動販売機の設置について

自動販売機を設置することはできません。

#### (2) 広告

駐車場内で駐車場運営事業者が第三者の広告を掲示すること（広告スペースを貸出すことを含む）は認めません。

(3) 警備

24時間警備の防犯対策を行ってください。東体育館指定管理者とも打ち合わせをしてください。

(4) 維持管理

駐車場及び機器・設備類は適切に維持管理してください。

(5) 除草清掃

- ・週1回以上清掃を行い、前面道路や周辺を含め常に清潔に保ってください。
- ・除草・清掃については、雑草が繁茂することの無いよう管理してください。
- ・清掃内容及び清掃スケジュールについては東体育館指定管理者と十分打ち合わせをしてください。

(6) 原状回復

原則として期間満了時に原状回復していただきます。

(7) 電力使用

駐車場維持にかかる電気代は駐車場運営事業者負担です。電気については、駐車場運営事業者で引き込んで新たに契約していただきますようお願いいたします。新たに契約を結ぶことができない場合は、使用した電気代を定期的に東体育館指定管理者にお支払ってください。

(8) その他

- ・上期・下期毎(翌月15日まで)に前期分の駐車台数、駐車料金等の実績を市民スポーツ支援課へ報告していただきます。
- ・市民スポーツ支援課が臨時で資料を求めた場合はすみやかに提出してください。
- ・近隣との調和、近隣の安全、住環境に配慮ください。
- ・駐車場運営開始前、駐車場運営開始後にかかわらず、運営状況及び近隣や利用者からの苦情等の状況により、安全対策や騒音対策等、市民スポーツ支援課(東体育館指定管理者含む)から対策を求めた場合は速やかに対応してください。
- ・割引認証機による駐車券割引処理をする場合は、東体育館指定管理者が行ないます。設置・定期保守・修繕は事業者の費用負担とします。「無料パス」、使い切りの無料券は東体育館指定管理者の求めに応じて、迅速に提供してください。駐車券割引処理手順、回数報告等については、東体育館指定管理者と打ち合わせをしてください。
- ・東体育館は選挙執行の際、期日前投票所及び当日投票所としての使用を予定しています。選挙期間中(概ね8日間)は、来館される選挙人の利便性を考慮し、選挙管

理委員会の専用使用とします。貸切駐車料金については、一般価格の半額又は1日当たりの最大料金×駐車可能台数の範囲内で協議するものとし、後日、選挙管理委員会より支払うものとしします。

また、投票時間（概ね午前7時30分から午後8時30分、詳細は選挙管理委員会と協議を行うこと）以外は、駐車場を閉鎖するものとし、その他の使用形態等詳細については、別途協議するものとしします。

なお、東側フェンス沿い部分に選挙ポスター掲示場を設置するため、当該位置に駐車場看板等の新設はできません。

- ・その他、駐車場の設置及び運営にあたっては、公序良俗に反することのないようにしてください。
- ・本要項における各条件は、社会情勢の変化にあわせて、協議により変更する場合があります。

**【問合せ先】**

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 市民スポーツ支援課（担当：中口）

電話 06-4309-3282（直通） FAX 06-4309-3849

E-mail [shiminsports@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:shiminsports@city.higashiosaka.lg.jp)